

随意契約締結理由書（公表用）

下記のとおり随意契約を締結したので、公表します。

1 工 事 件 名	中央区立総合スポーツセンター主競技場及び第二競技場改修工事（建築・第二競技場躯体補修その他追加工事）
2 施 行 場 所	東京都中央区日本橋浜町二丁目59番1号
3 対 象 業 種	建築工事
4 工 事 概 要	第二競技場天井内躯体補修 第二競技場柱回り漏水対策
5 工 期	令和7年3月25日まで
6 契 約 金 額	7,425,000円（税込み）
7 契 約 締 結 日	令和7年2月3日
8 契約の相手方の住所及び商号又は名称	東京都中央区銀座二丁目9番17号 坪井・月島建設共同企業体 代表者 坪井工業株式会社 代表取締役社長 坪井 晴雅
9 随意契約締結の理由	現在、中央区立総合スポーツセンター主競技場及び第二競技場改修工事（建築工事）（以下「本体工事」という。）は、上記業者が施工中である。 本体工事施工に際し、設計時には調査できなかった天井内の躯体の不具合が発見され、改修する必要が生じるとともに、柱回りから地下の漏水が確認され、早急に対策を講じる必要が生じた。 今回の工事は、本体工事と同一の工種、職種であることから、追加工事とすることにより、下請業者を含めて同一業者によって作業を行うことが可能となる。 また、一元的な施工管理により、車両及び資機材の搬出入動線の重複、業者同士の交錯の回避が可能となる。 このため、施工上同一現場での作業、工程調整を効率的に進めるには、現在、本体工事を施工中の同者が施工することが最も有効であり、交通誘導員、事務所及び共通仮設を本体工事と共用することで、仮設費の削減を見込める。 さらに、経費についても概ね46%の削減を図ることができることから、現場管理、工事管理及び経費面において効果的に工事を進めることが出来るため、同者と随意契約を締結する。
10 根 拠 法 令	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号